

会 議 録

- 1 開催した会議の名称 令和5年度 第1回 佐賀県人権施策推進審議会
- 2 開催日時 令和5年(2023年)7月31日
- 3 開催場所 佐賀商工ビル 4階 大会議室
- 4 出席者 別紙:委員名簿のとおり
- 5 議 題 別紙:次第のとおり
- 6 会 議 録

(質疑応答)

議事① 佐賀県人権施策推進審議会の設置について

○委員

調整委員会が設置したのはとても良いことと思うが、どのようにして受け付けるのか。条例に規定するだけでは実効性がない。受付方法は、別に定められているのか。今後、検討されるのか。実際にあるのかを教えてください。

○事務局

実際は、県民の方からの相談対応を受けてから進んでいく流れとなる。現在の県の体制について説明します。

県庁の人権・同和対策課に「人権啓発センターさが」という相談窓口を設けております。職員3名体制で色んな人権に関する悩み事や問題に対応しています。そこに寄せられた相談対応の中で、まずは話を聞いて、解決するためにはどうしたらいいかというやりとりをしながら、その中で、今回、規定しているような対応が必要かどうかを判断していくかたちとなる。相談対応の中でどう進めていくかという検討も行っていくこととなります。受付からの進め方としては、そのような流れを想定しています。

○委員

そのようなシステムのものがあるということは分かりました。それは、実際に年間何件ぐらい相談を受け付けているのか。実際、体制として動いているのか。

○事務局

例えば、「人権啓発センターさが」を令和2年度に設置したところでございます。基本的には、いじめ、DV、職場でのハラスメント関係とか、そういったものにつきましては、その問題に対応した専門の制度や相談窓口が設けられておりますので、そのような相談につきましては専門機関に橋渡しをするということで対応しています。

今のところ、人権侵害行為として行政指導を検討するまでの事案というのは、今年の3月に条例を制定していますが、そういった事案はあがってきていないところです。

「人権啓発センターさが」では、年に300、400程度、いろいろな電話やメールがあつて

いるのですが、基本的には、生活上の個人的なお困りごとや近所のトラブルなどの御相談で、話を聞いてもらって少しすっきりしたとか、落ち着いたとか、そういう風なことが比較的多く、行政指導にいたるまでの事案は上がっていませんが、今後、それがどういうふうになっていくのかは予測ができない。現状はそのような状況です。

○委員

先ほど、300件余りの相談案件が行政指導するところまでいっていない。その他具体的な相談だったならば、その関係の専門窓口に行っていただくという道筋が立っているということでもよろしいですかね。

というのは、このように審議会の中にこのような機関があるということは、とても心強いけれども、動かないと絵に描いた餅になる。県の他の部署にも同じような仕組みがあると思いますが、その実績を聞いたことが無い。有効に動くような組織に是非していただきたいという希望です。

○事務局

もっともな御意見だと思います。

○委員

今度できた条例8条9条に相談について書かれているが、それと直接結びつけて、相談窓口を紹介するような取組は行われているか。

○事務局

県のホームページ、チラシなどで「人権啓発センターさが」の案内をさせていただいています。普通の困り事とか近隣とのトラブルとかの相談が多いものの、令和2年から徐々に相談件数自体は、年々増えてはきています。そういう意味では、少しずつは認知いただいているのかなと思います。

○委員

調整委員会を設置されるということですが、事案が起きた時にその都度設置という理解でよろしいですか。その事案が解決したら、5名以内の委員は一旦解散という理解でよいですか。

○事務局

はい、この調整委員会は、案件が発生した時、その案件について御意見をいただく5名以内の委員の皆様ということですので。弁護士の方などを大体中心に運営していくものと考えております。

○委員

今まで年間 300 件の相談があつてその都度対応されていたと思いますが、今後、調整委員会の会議として予想される事案を具体的に教えていただきたい。

○事務局

一般的な話になりますが、不当な差別的な言動を受けて大変困っている、どうにかできませんかとか、ある人からみんなの前で不当な差別的なことと言われて困っていますという御相談があつたときに、事実関係を確認して、その事実関係の中でどう対応できるのかということを検討することになります。被害者だけでなく加害者からの事実確認も必要だと思いますので、なかなか難しいところはあろうかとは思いますが。

○委員

先ほどの調整委員会の件で細くなるかもしれませんが、第 13 条でインターネット関連がございます。新条例の第 13 条ですが、通常、インターネット上に出てきたものを削除するときは、プロバイダに学校から連絡することもあるのですが、それがなかなか上手くいかない。さらに、13 条第 2 号を読むと「県が人権侵害情報等の削除要請することが必要と認められるときに」と書いてあるので、かなり大きな事が起きた事案についての対応なのかと考えるが、その判断が人権・同和対策課で判断された後、調整委員会の設置が必要と思われたら設置されるという理解でよいか。

○事務局

第 13 条のインターネット上の誹謗中傷等の防止というところにつきましては、ネット上の削除要請を行うかどうかということについての取扱いです。県でネットモニタリングをやっておりますけど、そういったネットモニタリングの中で、差別を助長するような投稿があつた、書き込みがあつた場合に、表現の自由との兼ね合いもあるが、削除要請を要するものなのかという点については、必要に応じて弁護士に相談して、削除要請の必要性を判断したうえで、県でプロバイダに対して削除要請を行うこととしております。

これは、先ほどの行政指導とは切り離れた取り扱いということで理解していただければと思っております。削除要請について調整委員会の皆様にお諮りすることは予定していません。

○委員

インターネットで自分が侵害されたという相談があれば開かれる可能性があるということですか。個人として自分が侵害されたという相談があればどうか。

○事務局

投稿した方が特定される、加害者が特定されて、その人から相談があれば、可能性はあると思います。一般的にネットの場合、相手が特定できない場合が多いので、あくまで加害者・被害者の関係が明らかであつて、事実関係も確認が出来てということであれば、インタ

ーネット上で行われた人権侵害行為として行政指導の対象にはなっていくと思います。

○委員

今の説明について、インターネット上の誹謗中傷等が行われているということを県が確認したときに、委員か弁護士に相談して、この手続きが取られるということですが、インターネット情報を削除してくださいとか、何らかの措置をとるということは、結構大きなことであり、行政がそれをやるということは、影響を与えるものです。

最終的に県で判断するのは良いが、非公式に弁護士に聞くとかではなく、ある程度、第三者の意見を聞いたうえで判断しましたという仕組みを作っておいたほうが問題になりづらいと思います。

○事務局

当然、県の判断・裁量で好き勝手にやっているという風には思われてはいけないことから、弁護士の方にご相談して、法的なことを踏まえたくて削除要請の可否を判断するという流れでやっていくことを考えています。差別的な内容ですので、オープンにはしづらいため、県で情報の公表は難しい面があるのかなと思っております。例えば、どういう方法がよいという何か方法はありますか。

○委員

今回、設置された調整委員会でもなくてもよいが、県が判断をするにあたって非公式ではなく、手続きを作って、第三者の意見を聞きましたというもの。全員にオープンにする必要はないと思うが、そういう手続きを取った上で判断しましたというような、会や組織を作っておいた方がいいのかなということで、今後ご検討いただきたい。

○事務局

分かりました。今のところは、弁護士相談した結果を踏まえることで、プロバイダや相手方から問われたときに、ちゃんと説明できるように、確認したうえでやっていくと整理しているところです。

○委員

言論の自由との兼ね合いがあって、例えば内規を作っておいて、弁護士に相談するという文書があればよい、これは言論の自由の侵害だという批判が出たときに、内部規定によって、弁護士に相談した上で判断しましたと言えるような証拠書類みたいな文言や手続きが当然あった方がいいという趣旨なのかなと思います。

○委員

今のお話を聞いて、それこそ調整委員会がよい。5名の委員が事案が出たときに話し合っていて、そこを踏んだうえで弁護士の先生、第三者の意見を聞くというのが、より理解していただけるのではないかなと思って聞いていました。

○委員

言論の自由は、それ自体が人権を侵害しかねないということがあって、もちろん被害にあっているその人の人権は大事なのですが、発言した人の人権も考慮する必要がある。

議事② 基本方針の策定について

議事③ 今後のスケジュールについて

○委員

2点あります。1つは、学校現場で考えているところの「いじめ」ということについてです。一般社会でどう捉えられているかは、別にあると思うのですが、今は、いじめの件数が増える学校ほど良い学校（事務局注1）と言われています。

ある子がいやだと言ったときには「いじめ」として対応していくということです。それから、腹が立って誰かを押して、押し返されたとき、相互に痛みがあれば、学校では問題行動の事案として上がります。ただし、押した方も押された方も一回ずつやっているのだから、「いじめ」が2件とカウントされます。このように学校現場の中の「いじめ」というのは、教育現場の中で嫌がる子どもに対してどのように対応していくかということで行っていますので、数がどんどん上がれば上がるほど良いところまできていることを御理解いただきたいと思います。

以前、長期間・複数からの嫌がらせを受けたときに「いじめ」とするという時代から、随分変わってきている（事務局注2）ということをご理解いただきたいと思います。

それから、もう一つは、意見になります。「人を大切に、世界に誇れる佐賀プランづくり」という「佐賀県総合計画 2019」というのがございますが、この中で実は SDG s の推進について触れられています。調べたら、天草で今年の3月に出された基本計画にも SDG s との関連というところが触れられています。可能であれば、世界中が進めている流れの中で、佐賀県としても SDG s を大切にしている、この基本方針を定めるにあたって、関連性を意識しているところをぜひ触れていただきたい。

人権課題というものは、県特有のものというより、世界全体で考えないといけないものだろうと私自身は思っています。目の前で起きている不当な差別についても、世界を見る目が育たないといけないところを、子どもたちの前でも大事にしておりますので、そういった視点のためにも、可能であれば触れていただきたいなと思っています。

それから色んな差別についてですが、差別を見抜く子どもたちを作らないといけないと思っています。それは、いわば、マイノリティの立場です。少数意見の立場の人の意見が出たときに、それをまず聞いて、考えていくということも大事にしています。そこで、初めて色んな差別に気付ける子どもたちができるのかなと思っています。

そういう気持ちで学校現場はやっていることを御理解いただいて、なおかつ県で判断のうえ、基本方針を定めていただきたいと思います。

（事務局注1：各学校による「いじめの認知件数」が多いほど望ましい、とされている意）

(事務局注2：何をいじめと捉えるかという「いじめの定義」自体が変わってきている、の意)

○委員

県内には、7,780人の外国人がおられます。その約4割が外国人労働者、技能実習生と呼ばれる方々です。こういう方々に対する色々な問題が、色々な所で、報道されております。もちろん、県内、多くの事業所は、非常に技能実習生に寄り添っていただいていると思いますが、残念ながら、そうでない場合も、ございます。

私どもの相談窓口には年間800件を超える相談が押し寄せてきます。外国人の人権に関わるような問題もその中に入っています。そういった場合に、ここでいう審議会、それから調整委員会、最終的には勧告、公表という最終的な処分が規定されておりますが、現実には、それと別のところで労基局が入ったり、場合によっては警察が入ったり、という具体的な実効性を伴うような手続きが動き始めます。そういったときに、現実問題としてすぐ助けられないといけない、失踪して捕まるということがないようにしなければならないという切羽詰まった中で、この審議会の手続きと、どうバランスを取るのかな、ということを考えておりました。

条例に事業者の責務をきちっと入れていただいているというのは非常にありがたい。入れるのは簡単ですが、その責務をどう追及するかということについては、なかなか公表だけでは実効性が無い。強制処分を伴う具体的な手続きが動き始める一方で、この審議会でも議論をする、ということがありうるのか、そのバランスをどういうふうにとっていくのかというのが課題だと思います。

○事務局

今、勧告・公表についてお話がありましたが、今回の条例の勧告・公表というのは、行政指導の範囲で、法的拘束力が無いものです。公表についても、制裁的な目的ではなくて、あくまで再発防止ということで、特定個人が考えられるような公表の仕方はしません。特定個人が分かるような公表ではなく、あくまでこういった事案は人権侵害行為にあたるので、今後、こういうことはないようにしていきましょね、という再発防止という目的でやるものです。委員さんからお話があったような、事業者の方に強いことを促すという点では、人権条例を制定するにあたり、いろいろどこまでできるのかということ、弁護士の方と法的な部分を議論しながら検討しましたが、不利益を与えるものや強制的なものを規定することが難しいという中で、県としてできる範囲でということで、今回の条例を作ったところです。

私どもとしては、対話に重きを置いた形での問題解決に取り組んでいくということで、今回の条例を作りました。ご理解いただきたい。

○委員

啓発とか啓蒙普及ということも非常に大事なことなので、そういうことで是非、頑張っていたらというふうに思います。

○委員

現場の立場からすると、例えば、警察とか労基署とか強制力を持ったものではなく、県が実効性の無い形ですとしたり、どういうことに期待されますか。どういう役割があると思われませんか。

○委員

基本方針に定められる中で、既に事業者の責務というのが条例で決まっているので、例えば、個々の書き方はいろいろあると思いますが、技能実習生を受け入れている事業者については、それなりの人権意識を持って対応する必要があると、その部分はしっかりと書いていただき、意識啓発を喚起してもらいたいと思います。

基本的な策定方針にそれが書いてあるということがまず頭にあって、県の方針としてはこういう方針ですということをはっきりと示した上で、具体的な話になったときに、外国の方を助けに行きますけど、その助けに入る前に、事業者に責務があるということを行うことができれば非常にありがたいと思います。

○委員

今回の基本方針の中に入れていただきたいことがあります。また、教育に関して言えば、現場の素晴らしいお声をお聞きしてよかったなと思いました。

障害者の権利条約というものが、審査を受けて、ジュネーブ（スイス）から日本にも勧告が来ている。そこで、教育のことについて、全体の教育の方針、国の方針ということについて考える、考え直す、それを触れないわけにはいかない状況だと思っております。今の段階で、すぐにどうこうというのはとっても難しいことだと思います。

今までのやり方に慣れてきた私たちとしては、どうしても、生まれてから障害を持つ子どもになったときに分けられる生き方が大きい。それも、安心とか安全とかいろんな事を考えて保護者も、そっちが良いのじゃないかという方もたくさんおられる。今、特別支援学校に行かれる方が多いが、そうじゃない人も、たくさんいます。

基本は、まず人権がきちんとあって、その中で、いろんな年齢の過程によって、障害になったりならなかったり、いろんなことが出てきて（事務局注3）、そのときに必要な教育、学校の籍を移さなくてもその場でできるような教育ができれば、私たち親としては、それをすごく望んでいます。

そういうことを今度の勧告で、日本にちゃんとこうなさいという形で言われてきているわけですが、それに対する国の方針、県の方針、進むべき道だとは思っているのですが、それについての考え方をどこかで知りたいという思いがあります。

こういうところで決めるにはあまりにも大きい問題かなと思うのですが、将来的にインクルーシブに取り組んでいきますというような方針をどこかに触れないわけにはいかないと思います。スイスからきた勧告があるからぜひ何か触れていただきたい。

（事務局注3：各年齢の発達段階ごとに「障害」のために学修上の困難が生じる場合がある、の意）

○事務局

いただいたご意見を踏まえて、関係する課と話し合っていきたいと思います。

○委員

日本の場合は、障害のある子どもと、いわゆる健常の子ども、どうしても分けて分離して教育しがちな傾向があるという認識をされていて、インクルーシブだと、包括的な教育をされているということかと思えます。それを是非、理念として、盛り込むことを検討していただきたいということかと思えます。

○委員

インターネット関連のところで、ネットモニタリングを県で実施するという話が出ていたと思うのですが、実際、愛知とか兵庫とかでも、ホームページ上にネットモニタリングの実施でモニタリングの対象、対象メディアが載せてあります。

ただ、ネットの海は広い。私も幼いころからネットに触れてきていて、今や、もはやこのケータイが無いと正直自分がストレスを感じる社会です。ネットでストレスを感じ、無いとストレスを感じる社会なのです。思っている以上にネットの海は広い。

例えば、モニタリングの対象のメディアはどこを考えていらっしゃるのか、この広い莫大な海の中から、全部を見るというのは不可能に近い話です。

名前は変わってしまったツイッターだったり、インスタグラム、ユーチューブとか、いろんな配信アプリもたくさんあります。ゲームをする方々であれば、映像として残していなくても、通信通話アプリを使用した中で、全く知らない人たちとマッチングできて、話して、その中で生まれる誹謗中傷だったり、暴言だったりとか、すごくたくさんあると思います。

そこをどう拾い上げるかというのは、すごく難しい問題だと思うのですが、拾い上げられなかったとしても、そういったところもネットの問題には含まれているのだという認識をまず持っていただくことが大事だと思います。

なるべく、救い上げた指の間、手の間からこぼれ落ちる誰かが少なくなるようなものを実施してほしい。プロバイダ削除も実際難しい話であると思うが、それだけ広い所を視野にしているというのは、運営していく上で考えておいてほしい。

○委員

今、具体的にどんなところ監視対象にされているのですか。

○事務局

今は、ネットモニタリングは、人権啓発センターさかの職員が、毎日1時間ぐらい時間を取って、電子掲示板を中心にチェックしているところです。

○委員

県の行政の組織についてお尋ねしたい。昭和時代に、県の知事部局に同和教育対策室があった。そこで、県内の一般の同和教育面から啓発、啓蒙運動を担当してやっていたわけだが、子どもに関することは、当時は、教育委員会の中で、学校教育課が受け持っていました。一般の方々には社会教育、社会同和教育という組織でやっておりましたが、時代の進展と複雑化で大変なお仕事になっています。

現在は、一本化されて、佐賀県の人権・同和対策課がされているのですか。

○事務局

例えば、子どもの人権でしたら教育委員会、子ども未来課、子ども家庭課とか、障害者の人権については、健康福祉が担当するなど、県庁の中でそれぞれ担当する部署が色々ございます

色々な関係課がある中で、それらの人権に関する取り組み全体を取り纏めている、基本方針として作り上げる役割を人権・同和対策課が担っています。そのため、この基本方針の策定にあたっては、私どもが全部を一から十まで作り上げるわけではございません。委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、それぞれの人権施策として取り組んでいく関係課と話をしながら、県としての基本方針を取り纏めていきます。その作業を中心的に担うポジションが、人権・同和対策課とご理解いただければと思います。

○委員

誰に聞いても、どの人に聞いても、基本方針というのはそれしかないというような、一本化した、筋が通ったことが大事じゃなかろうかと思えます。

○委員

アンケート、意識調査の結果の資料について、平成25年と令和3年の調査、国の調査を比べて、こういう意見が見えたよということは分かるが、この意識とは別に、私たちが選ばれている、それぞれの分野の現状について、こういう問題が起きていて、今こういう問題が新たに出てきているというような現状は、県のホームページか何かで見ることができますか。

意見を出すときに、意識の移り変わりだけではどうなのかなと思いついたところです。

○委員

むしろ各分野で今一番問題になっている事であるとか、新たに問題になり始めていることとかは、ここで出させていただくのが良いかなと思えますが。何か人権問題について、新しい動きも含めて、網羅的に紹介したようなものはありますか。

○事務局

平成30年に策定した、直近の基本方針の本冊の方で、それぞれの項目ごとに現状、課題、具体的施策の方向などを取り上げて整理しています。今回も、平成30年から5年程度、経過している中で、その現状や進む方向性を検証、チェックを行って整理していくとしてい

ますので、今時点ですぐ渡せるものは整理できていません。

委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、関係課なども含めて、修正作業を行いながら素案を作っていくということを考えているところです。

○委員

それはどのような時点でされるのですか。

○事務局

10月に素案作成ということで考えております。その素案の中で、現状や方向性を落とし込んだ状態で、素案としてお見せすることができるかと思えます。

○委員

私たちは、その前に意見を出すのですか。

○事務局

現時点で、今こういうところが課題になっているので、こういう方向性をやっぱり考えていくべきじゃないんですかとか、そういったところで、委員の皆様それぞれの立場でお気づきになっている点とか、問題意識を持ってらっしゃる点とかを、ご意見いただければと思っております。

○委員

例えばですが、女性労働者に関するもの、外国人労働者に関する差別がこのような流れになっているとかいう資料があれば、意見がとても出しやすいと思いますが難しいですか。

○委員

関連して1点いいでしょうか。概要版の資料では、先ほど説明があった各分野別の課題とか、その現状とかが分からない。本冊であったら、ある程度のことが書いてあります。委員の方で持たれていない委員がいらっしゃるのだったら、余部があれば渡して読んでもらうほうが意見を出しやすいのではないだろうかと思って手を上げました。

○事務局

基本方針の本冊については、A4で印刷したものでよければご準備できます。製本したものではありませんが、印刷して打ち出したものをお配りさせていただきます。

○委員

前の基本方針は、教育、啓発というタイトルがついていて、教育と啓発に関する基本方針だったと思いますが、今回は施策が入っている。県が、何をするというようなものが入るのでしょうか。違いはそれだけかなと思うのですが、前のものの現状版ということになるのでしょうか。

○事務局

前の基本方針も、教育・啓発を中心に、例えば、相談の推進、インターネットによる人権侵害について書いていましたので、そういった意味では踏襲する形になろうかと思えます。

ただ、冒頭に構成案ということで、今度の基本方針を説明しましたけど、項目立てとして、教育・啓発と、相談体制や行政指導などをちゃんと全体的な人権施策として、目次・項目立てして整理していくというイメージです。

○委員

今度作られるのは、あくまでも基本方針であって、その次に、基本計画のような、中長期的な計画ができるということなのではないでしょうか。

○事務局

基本的な考え方、こういう方向で取り組んでいきたいと思いますという方針を打ち出したものに基づいて、個別事業を関係課で取り組んでいきます。例えば、私ども人権・同和対策課では、こういう形で啓発に取り組んでいきますという基本方針に基づく方向に従って、講演会を開催したり、それにぶら下がる個別事業・施策を実施していくというイメージでおります。

○委員

具体的な計画を作っている県とかはないのですか。佐賀県は作らない方針だということなのではないでしょうか。よその県ではあるけれども、佐賀県では、方針だけで、後は各課の事業運営に任せるということなのではないでしょうか。それが、とても大事だと思うのですが。

○事務局

それは纏め方の問題かと思えます。方針だけで事業計画は何も作らないという纏め方もありますし、基本方針と言いながらも例えば、総合計画のような4年間でこういったことをやっていきますという纏め方もあろうかと思えます。

今の時点で方針だけしか作りませんと言うつもりは無いので、取り組みやすいということであれば、具体的な事業計画のようなまとめ方で纏めていくとこともできるのかなと思っています。

○委員

県が、県民に対してとか、事業者に対して、その取り組むべきことをうたうのであれば、県はこの部分をやろうと思っているぐらいのことは書くべきじゃないかなと思いますので、意見として聞いてください。

○事務局

意見を踏まえて、纏め方を考えたいと思います。

○事務局

今日は、まっさらな状態で意見聞いていますので、たたき台的なものが無いと意見は言いにくかったのかなと思います。ある程度、形を出しますので、その時点で、またご意見をいただければと思います。

その前の時点で、これは是非というものがあれば、文書でもメールでもいいですが、出していただければと思います。

今度、ある程度、目に見える形で出させていただいて、具体的にご意見をいただければと思います。

○委員

前回の、纏めていただいているパンフレット（概要版）を見ると、抽象的なことが書かれている。先ほど、委員からは具体的なご意見があったと思うので、この方針を作るにあたって、課題ごとに、どの辺まで書いていくことを想定されているのか、今の段階で教えていただけると、それぞれ分野ごとに専門の委員がおられるので、こういうことも書いた方がいいのではないかと、意見として出しやすくなるのかなと思いました。そのことについて教えていただけないでしょうか。

○事務局

今度、県も昔でいう総合計画はやめて、施策方針 2023 を新しく出しました。その中で、まさに現状と課題と、取り組み方針的なものを書いているのですが、それが一つの参考になるのかなと思います。

その通りやりますとは、今の時点では言えないのですが、それには現状と課題があって具体的に取り組む、事業的なものを書いてあります。施策方針 2023 を参考にして、このようなイメージでいいのではないかということであれば、そういう纏め方をしたいと思います。

○委員

抽象的だと大きく拾えるのですが、どうしても抽象的に終わってしまう。そして、あまり具体的に書きすぎると、書かれていないことをやらないのかということになってしまいがちである。重点項目というのか、これを特にとというような形で、ある程度、具体性をもたせたかたちで、もちろん、書いていないことをやらないわけではないというあたりが対策なのかなと思います。まずは、たたき台を見せていただいてからということでしょうか。